

2013年（平成25年）10月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

情報公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2012年（平成24年）12月28日付けで諮問された『片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書』に係る再調査記録文書一式」の行政文書公開請求の公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が『片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書』に係る再調査記録文書一式」の行政文書公開請求に対し、2012年（平成24年）11月26日付でした行政文書公開一部承諾決定処分のうち、異議申立ての対象部分である「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書についての聞き取り調査記録」中の「2 議事（2）関係者に対する調査」については、別表に掲げる部分を除き、公開すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は2012年（平成24年）11月14日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、『片瀬江ノ島駅前再整備計画に関わる起案文書』に係る再調査記録文書一式」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、次の決裁文書であると特定した。
 - ア 件名「聞き取り調査の結果について」
 - イ 件名「聞き取り調査の記録について」（以下「本件対象文書」という。）
- (3) 実施機関は同月26日付で異議申立人に対し、本件請求について、本件対象文書のうち「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書についての聞き取り調査記録」における「2 議事」中の「（2）関係者に対する調査」及び

「(4) 取扱い」の部分で、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第4号に該当するとして非公開とする行政文書一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(4) 異議申立人は同月29日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち、「2 議事」中の「(2) 関係者に対する調査」の部分について、処分の取消しを求める異議申立てを行った。

(5) 実施機関は同年12月28日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち本件対象部分に係る処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書、意見書及び再意見書で以下のとおりの主張をしている。

ア 2012年11月26日付け行政文書一部承諾決定通知書の「公開することができない部分の理由」として「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第4号に該当するため」とするが、単に根拠規定を示すだけでなく、非公開情報のどの部分にどのような根拠規定が適用されるのか、また、なぜその規定に該当するのかについての説明がなく、殆ど公開拒否決定処分と同様の公開一部承諾決定処分は不当である。

イ 実施機関は、本件文書（四）の39頁中36.5頁を「バツサリ真っ黒で非公開」と同様の公開一部承諾決定としており、条例第2条第1号にあるように「実施機関の保有する情報は、積極的に提供するように努めること。」という公開原則に対する積極的姿勢が見受けられない。

さらに、条例解釈運用基準第6条第4号（事務に関する情報）エの解釈8では「『人事管理』は職員の採用、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいう。」としているが、他市運用解釈基準では「分限・懲戒」の文言はなく、藤沢市独自の解釈に基づく、今回の非公開に近い処分は不当である。

実施機関は2012年11月9日付け代表者会議資料で「新たな事実や不正な行為などは確認できませんでした。」とする概要しか発表していない。同月10日付け新聞記事では「職員証言に食い違い（神奈川）」、「水族館跡地買収調査終える方針（朝日）」、「理事者の指示なし（毎日）」等の調査結果の一部が報道されているだけである。

横浜地裁平成23年（行ウ）第89号行政文書公開一部承諾決定取消等請求事件の平成24年8月1日判決を受けて実施機関により同月27日公開の平成23年4月作成といわれている「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画変更事業計画書」は用地買収費が「約8億7千万円（2,074㎡）」とあり、同じく公開の平成23年8月30日付け公有財産取得依頼決裁書では予算額が「460,000,000円（1,100㎡）」となっている。さらに、平成24年10月25日藤沢市情報公開審査会答申第41号に係る同年12月27日公開決定処分による平成23年9月26日付け不動産鑑定評価書では鑑定評価額が「831,500,000円（2,008㎡）」とある。この違いについての疑問に答える意味でも、聞き取り調査の「2 議事（2）関係者に対する調査」結果を非公開とせず、事実情報である部分について、条例第8条（公益上の理由による裁量的公開）に基づき、実施機関は市民の「知る権利」を優先させ公開する義務があるといえる。

ウ 2013年3月13日付け行政文書公開一部承諾決定に係る再非公開理由説明書（以下「再非公開理由説明書」という。）の「意見書の主張に対する反論」では「この調査記録については、調査の性格上、職員の処分を審査する『職員綱紀審査委員会』の議事録と同様に、審査部分を非公開としている。これは、審査部分の公開が前提となると、調査対象者は公開による影響を考慮し、真実を述べられなくなるなど、調査に必要な客観的かつ具体的な情報の収集に支障を及ぼし、事務の公正かつ適切な執行の妨げとなるおそれがあるためである。」とするが、聞き取り調査について条例或いは規定等に基づいたものではなく、綱紀審査委員会と同様の扱いをすることは実施機関の独自の解釈である。

再非公開理由説明書の「意見書の主張に対する反論」で「今回の調査は『片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書』に係る事務処理について、①起案日等を遡った理由、②土地取得に関わる働きかけの有無の2点の調査を実施したものであり、異議申立人が求めている3種類の文書の違いを調査した内容ではない。このことから、この文書をもって、異議申立人が求める『疑問に答える』ことにはならない。」とするが、異議申立人は調査記録内容

を知り得ないのであるから、このような理由説明は不当である。条例第2条「(1) 実施機関の保有する情報は、積極的に提供するように努めること」とあり、『疑問に答える』ことにはならない。」というのならば、実施機関は疑問に答えるための文書を特定し、再非公開理由説明書中で異議申立人に回答すべきである。市長の特命を受けて開催された再調査であるので、2013年3月13日付け「再非公開理由説明書の提出について」の決裁者が総務部長であることも不当である。

条例第5条には「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する行政文書の公開の請求をすることができる。」とある。情報公開制度は何人に対しても請求の目的のいかんを問わずに判断されるべき制度であり、調査記録は市議会議員には開示されており、議員と市民で公開項目に差があることについての合理的理由説明もなく、実施機関が聞き取り調査記録を市民に全部公開しないことは、知る権利の侵害であり、違法に近い処分である。

以上のとおり、「異議申立てに係る処分を取消す」との答申を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び再非公開理由説明書で以下のとおりの主張をしている。

(1) 本件処分をした理由

本件処分に係る聞き取り調査は、平成24年2月20日に開催された、藤沢市職員綱紀審査委員会（以下「綱紀審査委員会」という。）での調査審議事項について再検証するためのものであり、ここでの調査審議内容についても、綱紀審査委員会と同様の取り扱いをする必要がある。

綱紀審査委員会においては、職員が行った非違行為についての、事件に至るまでの経過、発生状況、動機、また、法令違反に対する認識など、さまざまな聞き取りをした中で厳正な処分が執り行われている。こうした聴取から処分決定に至るまでの審議内容は極めて機密性の高い情報であり、審議過程においては、供述者にとって不名誉な内容、関係者が特定できるような内容、供述者が外部に公開されることを望まないような情報のみならず、身体的情報や家族の情報などのプライバシー情報などについて収集することとなる。また、議事録について公開が前提であれば、供述者は公開による影響を恐れるあまり真実を述べられず、陳述が不十分で、当たり障りのない供述しか得られなくなるなど、処分に必要な客観的かつ具体的な情報の収集に支障を及ぼし、処分に係る事務

の公正かつ適切な執行の妨げとなる。

また、事実関係を把握するため、当事者以外の関係者からの供述も求めているが、議事録が公開となれば、今後の人間関係への影響や報復などを恐れるあまり真実を語れなかったり、消極的な供述となり貴重な情報収集の機会を失うこととなる。

このような理由により、綱紀審査委員会での審議内容については非公開としている。

今回の調査は、綱紀審査委員会での審査の延長として行う内容であり、その取り扱いも綱紀審査委員会と同様の運用が求められ、調査記録のすべてを公開することは、関係当事者の理解、協力が得られにくくなり、真実の追究を妨げるおそれが高く、当事者間の信頼関係が損なわれるなど、公正かつ円滑な調査に支障が生じると考える。

以上の理由から、今後の適正な事務の執行に支障を及ぼし、調査結果の信憑性、信頼性を高めることができなくなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号に該当するため、部分公開とした。

(2) 異議申立ての理由に対する反論

この調査記録については、調査の性格上、職員の処分を審査する「綱紀審査委員会」の議事録と同様に、審査部分を非公開としている。これは、審査部分の公開が前提となると、調査対象者は公開による影響を考慮し、真実を述べられなくなるなど、調査に必要な客観的かつ具体的な情報の収集に支障を及ぼし、事務の公正かつ適切な執行の妨げとなるおそれがあるためである。

このため、今回の調査記録に関して、過去に審査会に諮問し、答申された綱紀審査委員会議事録の答申内容の事例に基づき、聞き取り調査記録のうち、開催日時・場所・調査員・調査対象者・事務局職員及び経過説明の部分を公開とし、「関係者に対する調査」の部分を非公開として、請求者に対し、平成24年11月26日付けで同文書の一部承諾決定処分を行った。

今回の調査は、「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書」に係る事務処理について、①起案日等を遡った理由、②土地取得に関わる働きかけの有無の2点の調査を実施したものであり、異議申立人が求めている3種類の文書の違いを調査した内容ではない。このことから、この文書をもって、異議申立人が求める「疑問に答える」ことにはならない。

上記理由により、調査の審議部分を除き、部分公開することは正当なものであり、実施機関による本件処分自体に違法はなく、異議申立人の主張には理由がな

いため、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書は、「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書」に係る事務処理に際し、起案日を遡った理由及び土地取得に関わる働きかけの有無について、関係者に対し、市の内部において調査した内容が記録されているものである。

イ また、実施機関及び異議申立人に対する意見聴取の際に、同再調査は市議会の要請に基づき行われ、後にその調査記録が市議会議員に対して閲覧に供されていること、及び市議会議員がその後の議会において、閲覧した内容について発言している事実が明らかとなった。

ウ なお、本件対象文書における「2 議事」中に(3)の表記はなく、(4)は(3)、(5)は(4)の誤記であると認められる。

(2) 条例第6条第4号の該当性について

実施機関は本件請求に対し、本件対象文書における「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画に関わる起案文書についての聞き取り調査記録」のうち「2 議事」中の「(2) 関係者に対する調査」及び「(4) 取扱い」の部分を条例第6条第4号に該当するとして非公開としたが、異議申立人は、実施機関が非公開とした部分のうち、「(2) 関係者に対する調査」の部分(以下「本件対象部分」という。)は公開すべきであると主張していることから、以下、本件対象部分について第6条第4号の該当性を検討する。

ア 条例第6条柱書は、「実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(中略)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(中略)に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しつつ、同条第4号エにおいて、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」については公開しなければならない、とはしていない。

イ 実施機関は、今回の聞き取り調査は綱紀審査委員会の延長として行うものであり、取扱いも綱紀審査委員会と同様の運用が求められ、調査記録のすべてを公開することは、関係当事者の理解、協力が得られにくくなり、真実の追究を妨げるおそれが高く、当事者間の信頼関係が損なわれるなど、公正かつ円滑な調査に支障が生じると考えられ、調査結果の信憑性、信頼性を高め

ることができなくなることから、条例第6条第4号に該当すると主張している。

ウ しかしながら、本件対象部分については、市議会議員に対し、閲覧に供された事実があるとともに、閲覧した議員がその内容について市議会において発言し、その発言内容が会議録に記載されるなど、すでに公知といえる。

ただし、何人にも公開されてはいないという点において、本件対象部分のうち、質問者及び回答者の氏名並びに回答者の発言については、その記述方法が口述的表現であるがゆえに、仮にそれらが公開された場合、発言した人物に対する不当な評価がなされる可能性がある。したがって、本件対象部分の情報については、公正な人事の確保に支障を及ぼさない限りにおいて公開することが妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

エ なお、実施機関は非公開の理由に述べていないが、次の部分については、個人に関する情報として、条例第6条第1号の該当性が問題となり得る。

(ア) 16頁の「7行目4文字目から6文字目まで」、「9行目4文字目から6文字目まで」、「10行目4文字目から11行目行末まで」、「12行目4文字目から13行目行末まで」、「15行目4文字目から行末まで」及び「17行目4文字目から行末まで」

(イ) 30頁の「6行目15文字目から17文字目まで」、「8行目4文字目から6文字目まで」、「8行目9文字目から17文字目まで」、「10行目4文字目から13行目行末まで」、「14行目4文字目から6文字目まで」、「16行目4文字目から7文字目まで」、「17行目4文字目から21行目行末まで」、「22行目10文字目から20文字目まで」及び「24行目4文字目から25行目行末まで」

(ウ) 31頁の「2行目4文字目から3行目行末まで」

(エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の部分についてはいずれも行は、記載のある行を上から数え、文字数は、当該行の左から数え、句読点及び記号も一文字として数えたものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 表「本件対象部分の非公開部分」

なお、行は、記載のある行を上から数えたものである。
 また、文字数は、当該行の左から数えたもので、句読点及び記号も一文字として数えたものである。

頁	行等
2 頁	1 6 行目 2 文字目から 1 0 文字目まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 4 文字目から行末まで
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 3 行目 4 文字目から行末まで
	2 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 6 行目 4 文字目から 2 8 行目行末まで
3 頁	1 行目行頭から 1 1 行目行末まで
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 4 文字目から 1 5 行目行末まで
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 4 文字目から 1 8 行目行末まで
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 4 文字目から 2 2 行目行末まで
	2 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 3 行目 8 文字目から 1 1 文字目まで
	2 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 4 行目 4 文字目から行末まで
2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目	
4 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から行末まで
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 4 文字目から行末まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 4 文字目から行末まで
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 4 文字目から行末まで
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目

4 頁	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 4 文字目から 1 2 行目行末まで
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 5 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 4 文字目から行末まで
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
5 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から行末まで
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 8 文字目から 1 1 文字目まで
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 4 文字目から 4 行目行末まで
	5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 4 文字目から 8 行目行末まで
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 1 5 文字目から 1 8 文字目まで
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 4 文字目から行末まで
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 5 文字目から 8 文字目まで
	1 3 行目 2 5 文字目から 2 8 文字目まで
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 5 行目 4 文字目から行末まで
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目 7 文字目から 1 0 文字目まで
	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 4 文字目から行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目 4 文字目から 2 0 行目行末まで
2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目	
2 1 行目 9 文字目から 1 2 文字目まで	
2 1 行目 2 7 文字目から行末まで	
6 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から 3 行目行末まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで

6 頁	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 4 文字目から 2 4 行目行末まで
	2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 7 行目 4 文字目から 2 8 行目行末まで
7 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 4 文字目から 5 行目行末まで
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 4 文字目から 1 6 行目行末まで
	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 4 文字目から 2 1 行目行末まで
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 5 行目 1 文字目から 4 文字目まで
8 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から行末まで
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 4 文字目から行末まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 4 文字目から行末まで
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 4 文字目から 1 2 行目行末まで
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 5 行目 3 文字目から 6 文字目まで
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 4 文字目から行末まで
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
2 2 行目 4 文字目から 2 4 行目行末まで	
9 頁	1 行目行頭から 5 行目行末まで
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 2 7 文字目から 3 0 文字目まで
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目

9 頁	9 行目 4 文字目から 1 5 行目行末まで
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目 4 文字目から行末まで
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 4 文字目から 2 4 行目行末まで
	2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
1 0 頁	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 4 文字目から 4 行目行末まで
	5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	5 行目 1 2 文字目から 1 5 文字目まで
	8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 4 文字目から 1 0 行目行末まで
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 3 行目 4 文字目から 1 5 行目行末まで
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目 4 文字目から 2 0 行目行末まで
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
2 5 行目 4 文字目から 2 7 行目行末まで	
1 1 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 4 文字目から行末まで
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 4 文字目から行末まで
	1 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 4 文字目から 1 2 行目行末まで
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 4 文字目から行末まで
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 4 文字目から 1 8 行目行末まで
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 4 文字目から行末まで
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目

1 1 頁	2 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 3 行目 4 文字目から行末まで
1 2 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 4 文字目から行末まで
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 1 4 文字目から 1 7 文字目まで
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 4 文字目から行末まで
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 1 4 文字目から 1 7 文字目まで
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 4 文字目から行末まで
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 5 行目 4 文字目から行末まで
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目	
1 9 行目 4 文字目から 2 6 行目行末まで	
1 3 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 3 0 文字目から 3 3 文字目まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 4 文字目から行末まで
	5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 4 文字目から 1 2 行目行末まで
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 4 文字目から行末まで
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目 4 文字目から 2 1 行目行末まで
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで
2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目	
2 5 行目 4 文字目から 2 7 行目行末まで	
1 4 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 4 文字目から行末まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	5 行目 4 文字目から 6 行目行末まで

1 4 頁	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 4 文字目から 1 1 行目行末まで
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 2 9 文字目から 3 2 文字目まで
	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 1 行目 4 文字目から行末まで
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 4 行目 4 文字目から 2 5 行目行末まで
1 5 頁	1 行目行頭から行末まで
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 4 文字目から行末まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 4 文字目から行末まで
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 3 行目 4 文字目から 1 9 行目行末まで
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
2 1 行目 1 文字目及び 2 文字目	
2 1 行目 4 文字目から 2 6 行目行末まで	
1 6 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 4 文字目から 5 行目行末まで
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 4 文字目から 6 文字目まで
	8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 4 文字目から行末まで
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目 4 文字目から 6 文字目まで
	1 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 0 行目 4 文字目から 1 1 行目行末まで
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 4 文字目から 1 3 行目行末まで
1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目	

16頁	14行目4文字目から行末まで
	15行目1文字目及び2文字目
	15行目4文字目から行末まで
	16行目1文字目及び2文字目
	16行目4文字目から行末まで
	17行目1文字目及び2文字目
	17行目4文字目から行末まで
	18行目1文字目及び2文字目
	18行目4文字目から行末まで
	19行目1文字目及び2文字目
	22行目1文字目及び2文字目
	22行目4文字目から23行目行末まで
17頁	1行目行頭から5行目行末まで
	6行目1文字目及び2文字目
	8行目1文字目及び2文字目
	8行目4文字目から10行目行末まで
	11行目1文字目及び2文字目
	12行目1文字目及び2文字目
	12行目4文字目から13行目行末まで
	14行目1文字目及び2文字目
	17行目1文字目及び2文字目
	17行目4文字目から24行目行末まで
	25行目1文字目及び2文字目
	27行目1文字目及び2文字目
27行目4文字目から28行目行末まで	
18頁	1行目行頭から2行目行末まで
	3行目1文字目及び2文字目
	6行目1文字目及び2文字目
	6行目4文字目から12行目行末まで
	13行目1文字目及び2文字目
	15行目1文字目及び2文字目
	15行目4文字目から21行目行末まで
	22行目1文字目及び2文字目
	28行目1文字目及び2文字目
	28行目4文字目から30行目行末まで
19頁	1行目1文字目及び2文字目
	6行目1文字目及び2文字目
	6行目4文字目から17行目行末まで
	18行目1文字目及び2文字目
	19行目1文字目及び2文字目
	19行目4文字目から20行目行末まで
	21行目1文字目及び2文字目

19頁	23行目1文字目及び2文字目
	23行目4文字目から行末まで
	24行目1文字目及び2文字目
	26行目1文字目及び2文字目
	26行目4文字目から行末まで
	27行目1文字目及び2文字目
	27行目17文字目から20文字目まで
20頁	4行目1文字目及び2文字目
	4行目4文字目から13行目行末まで
	14行目2文字目から9文字目まで
	16行目1文字目及び2文字目
	19行目1文字目及び2文字目
	19行目4文字目から行末まで
	20行目1文字目及び2文字目
	22行目1文字目及び2文字目
	22行目4文字目から行末まで
	23行目1文字目及び2文字目
	23行目14文字目から17文字目まで
	24行目1文字目及び2文字目
	24行目4文字目から行末まで
	25行目1文字目及び2文字目
21頁	1行目1文字目及び2文字目
	1行目4文字目から11行目行末まで
	12行目1文字目及び2文字目
	12行目4文字目から13文字目まで
	15行目1文字目及び2文字目
	15行目4文字目から30行目行末まで
	31行目1文字目及び2文字目
	31行目29文字目から32文字目まで
22頁	1行目1文字目及び2文字目
	1行目4文字目から2行目行末まで
	3行目1文字目及び2文字目
	5行目1文字目及び2文字目
	5行目4文字目から行末まで
	6行目1文字目及び2文字目
	8行目1文字目及び2文字目
	8行目4文字目から行末まで
	9行目1文字目及び2文字目
	10行目1文字目及び2文字目
	10行目4文字目から行末まで
	11行目1文字目及び2文字目
	12行目1文字目及び2文字目

2 2 頁	1 2 行目 4 文字目から 1 4 行目行末まで
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 4 文字目から行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目 4 文字目から 2 2 行目行末まで
	2 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
2 3 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から行末まで
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 4 文字目から 9 行目行末まで
	1 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 4 文字目から行末まで
	1 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目 4 文字目から 2 2 行目行末まで
	2 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目	
2 5 行目 4 文字目から 2 6 行目行末まで	
2 4 頁	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 4 文字目から 5 行目行末まで
	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	8 行目 4 文字目から 1 0 行目行末まで
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 2 行目 4 文字目から 1 9 行目行末まで
	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 3 行目 1 文字目及び 2 文字目
2 3 行目 4 文字目から 2 9 行目行末まで	
2 5 頁	1 行目行頭から 4 行目行末まで
	5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	7 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで
	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目

25頁	20行目1文字目及び2文字目
	20行目4文字目から行末まで
	21行目1文字目及び2文字目
	22行目1文字目及び2文字目
	22行目4文字目から29行目行末まで
26頁	1行目1文字目及び2文字目
	5行目1文字目及び2文字目
	5行目4文字目から7行目行末まで
	8行目1文字目及び2文字目
	11行目1文字目及び2文字目
	11行目4文字目から13行目行末まで
	14行目1文字目及び2文字目
	16行目1文字目及び2文字目
	16行目4文字目から18行目行末まで
	19行目1文字目及び2文字目
	28行目1文字目及び2文字目
	28行目4文字目から29行目行末まで
27頁	1行目行頭から13行目行末まで
	14行目1文字目及び2文字目
	14行目4文字目から7文字目まで
	16行目1文字目及び2文字目
	16行目4文字目から21行目行末まで
	22行目1文字目及び2文字目
	23行目1文字目及び2文字目
	23行目4文字目から行末まで
	24行目1文字目及び2文字目
	27行目1文字目及び2文字目
	27行目4文字目から28行目行末まで
	29行目1文字目及び2文字目
28頁	1行目1文字目及び2文字目
	1行目4文字目から7行目行末まで
	8行目1文字目及び2文字目
	9行目1文字目及び2文字目
	9行目4文字目から行末まで
	10行目1文字目及び2文字目
	12行目1文字目及び2文字目
	12行目4文字目から15行目行末まで
	16行目1文字目及び2文字目
	18行目1文字目及び2文字目
	18行目4文字目から行末まで
	19行目1文字目及び2文字目
19行目4文字目から6文字目まで	

28頁	19行目24文字目から27文字目まで
	21行目1文字目及び2文字目
	21行目4文字目から行末まで
	22行目1文字目及び2文字目
	23行目1文字目及び2文字目
	23行目4文字目から行末まで
	24行目1文字目及び2文字目
29頁	2行目1文字目及び2文字目
	2行目4文字目から行末まで
	3行目1文字目及び2文字目
	6行目1文字目及び2文字目
	6行目4文字目から18行目行末まで
	19行目1文字目及び2文字目
	20行目1文字目及び2文字目
	20行目4文字目から21行目行末まで
	22行目1文字目及び2文字目
	22行目4文字目から7文字目まで
	22行目13文字目から16文字目まで
	24行目1文字目及び2文字目
	24行目4文字目から行末まで
	25行目1文字目及び2文字目
26行目1文字目及び2文字目	
26行目4文字目から行末まで	
30頁	1行目1文字目及び2文字目
	4行目1文字目及び2文字目
	4行目4文字目から行末まで
	5行目1文字目及び2文字目
	6行目15文字目から17文字目まで
	7行目1文字目及び2文字目
	7行目4文字目から行末まで
	8行目1文字目及び2文字目
	8行目4文字目から6文字目まで
	8行目9文字目から17文字目まで
	10行目1文字目及び2文字目
	10行目4文字目から13行目行末まで
	14行目1文字目及び2文字目
	14行目4文字目から6文字目まで
	15行目1文字目及び2文字目
	15行目4文字目から行末まで
	16行目1文字目及び2文字目
16行目4文字目から7文字目まで	
17行目1文字目及び2文字目	

30頁	17行目4文字目から21行目行末まで
	22行目1文字目及び2文字目
	22行目10文字目から20文字目まで
	24行目1文字目及び2文字目
	24行目4文字目から25行目行末まで
31頁	1行目1文字目及び2文字目
	2行目1文字目及び2文字目
	2行目4文字目から3行目行末まで
	4行目1文字目及び2文字目
	5行目1文字目及び2文字目
	5行目4文字目から行末まで
	6行目1文字目及び2文字目
	7行目1文字目及び2文字目
	7行目4文字目から9行目行末まで
	10行目1文字目及び2文字目
	10行目4文字目から12文字目まで
	13行目1文字目及び2文字目
	13行目4文字目から14行目行末まで
	15行目1文字目及び2文字目
	15行目8文字目から11文字目まで
	16行目1文字目及び2文字目
	16行目4文字目から行末まで
	17行目1文字目及び2文字目
	17行目29文字目から32文字目まで
19行目1文字目及び2文字目	
19行目4文字目から25行目行末まで	
32頁	1行目行頭から6行目行末まで
	7行目1文字目及び2文字目
	8行目1文字目及び2文字目
	8行目4文字目から15行目行末まで
	16行目1文字目及び2文字目
	18行目1文字目及び2文字目
	18行目4文字目から行末まで
	19行目1文字目及び2文字目
	20行目1文字目及び2文字目
	20行目4文字目から24行目行末まで
	25行目1文字目及び2文字目
	26行目1文字目及び2文字目
26行目4文字目から28行目行末まで	
33頁	1行目行頭から3行目行末まで
	4行目1文字目及び2文字目
	4行目23文字目から26文字目まで

3 3 頁	6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目 4 文字目から 1 4 行目行末まで
	1 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目 4 文字目から 2 1 行目行末まで
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 5 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 5 行目 4 文字目から 2 7 行目行末まで
3 4 頁	2 8 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から 2 行目行末まで
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 4 文字目から 2 3 行目行末まで
	2 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 4 行目 4 文字目から 7 文字目まで
3 5 頁	2 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 9 行目 4 文字目から 3 2 行目行末まで
	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 行目 4 文字目から 8 行目行末まで
	9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目 4 文字目から行末まで
	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目 2 5 文字目から 2 8 文字目まで
	1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
1 9 行目 4 文字目から行末まで	
3 6 頁	2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 2 行目 4 文字目から 2 5 行目行末まで
	2 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 行目 4 文字目から行末まで
	2 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 行目 4 文字目から 7 文字目まで
	4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	4 行目 4 文字目から 1 0 行目行末まで
3 6 頁	1 1 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	1 4 行目 4 文字目から 1 7 行目行末まで

36頁	18行目1文字目及び2文字目
	20行目1文字目及び2文字目
	20行目4文字目から23行目行末まで
	24行目1文字目及び2文字目
37頁	1行目1文字目及び2文字目
	1行目4文字目から行末まで
	2行目1文字目及び2文字目
	2行目14文字目から17文字目まで
	4行目1文字目及び2文字目
	4行目4文字目から14行目行末まで

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2012. 11. 14	・ 行政文書公開請求書受付
11. 26	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
11. 29	・ 行政文書公開異議申立書受理
12. 28	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
2013. 1. 8	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
2. 6	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
2. 13	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
2. 14	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出
2. 22	・ 審査会から市長へ異議申立人の意見書の写しの送付
3. 13	・ 市長から審査会へ再非公開理由説明書の提出
3. 14	・ 審査会から異議申立人へ再非公開理由説明書の写しの送付
3. 15	・ 異議申立人から審査会へ再意見書の提出
3. 18	・ 審査会から市長へ異議申立人の再意見書の写しの送付
3. 18	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請及び市長から審査会へ対象文書の提出
3. 21	・ 実施機関及び異議申立人への意見聴取
4. 25	・ 審議
5. 23	・ 審議
6. 27	・ 審議
7. 25	・ 審議
10. 18	・ 答申

第14期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2012年2月1日～2014年1月31日)

氏名	役職名等
◎安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者